

2019年09月10日

特許侵害訴訟のご報告
— 2019年07月18日判決 —

理容室・美容室、エステ・ネイルサロンおよび歯科・医療クリニックの業務用設備機器や化粧品・空間デザイン等を手掛けるタカラベルモント株式会社（本社：大阪・東京／吉川秀隆会長兼社長、以下当社）では、株式会社ビューティガレージ（以下ビューティガレージ）および株式会社アイラッシュガレージ（以下アイラッシュガレージ）に対し、当社の保有する特許権であるアイメイク用肘置き台の機構（特許第5920790号／出願2013年11月1日）に関する特許侵害訴訟（大阪地方裁判所平成29(ワ)4311）を提起しました。

この件に関し、大阪地方裁判所より7月18日に特許権侵害を認める判決が下されました。

□訴訟の経緯

当社では、国内業界で初めてアイラッシュ専用のチェアベッドとして「リーチェ」を開発し、2014年4月より販売をスタートさせました。

一方ビューティガレージおよびそのグループ会社であるアイラッシュガレージでは2016年にアイラッシュチェア「イース」の製造・販売を開始しましたが、この「イース」が当社の上記特許権を侵害するとして、2017年5月に大阪地方裁判所へ提訴いたしました。

その結果、2019年7月に上記特許権の侵害が認められ、ビューティガレージおよびアイラッシュガレージに対して、販売差し止め及び損害賠償金の支払いを命じる判決が下され、この判決に対してビューティガレージおよびアイラッシュガレージが上訴しなかったため、一番の判決が確定しております。

□今後について

今回の判決は、特許法の主旨に沿ったものであり、業界の健全な成長発展を促す良識ある判断、かつ当社の権利行使が正当なものであったことが裁判所によっても認められたものと考えております。

当社は、今後も、製品開発にあたっては他社の知的財産権を尊重するとともに、自らの知的財産権に関してはその権利取得及び権利保全を図り、当社らの知的財産権の侵害に対しては断固とした姿勢で臨む所存です。

以上



アイラッシュチェア「リーチェ」

【本件に関するお問合せ先】

タカラベルモント株式会社 広報室 担当：久保・榊井 TEL06-7636-0856 kouhou@takara-net.com